

掛川市規則第28号

掛川市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年11月30日

掛川市長

(別紙)

掛川市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

掛川市職員の育児休業等に関する規則（平成17年掛川市規則第20号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第1号中「育児休業」の次に「（1回の承認に係る期間が1月以下である育児休業を除く。）」を加える。

附 則

- 1 この規則は、平成23年12月1日から施行する。
- 2 改正後の掛川市職員の育児休業等に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後における基準日に係る期末手当から適用し、同日前における基準日に係る期末手当については、なお従前の例による。